

企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）について

令和4年2月

内閣官房 デジタル田園都市国家構想実現会議事務局
内閣府 地方創生推進事務局

詳しくは、

企業版ふるさと納税ポータルサイト

検索



https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/kigyou_furusato.html

【問合せ先】

内閣府地方創生推進事務局

電 話: 03-6257-1421

メール: kigyou-furusato@cas.go.jp

今日のテーマ

地域経済の活性化

企業版ふるさと納税

=地方公共団体の地方創生プロジェクトへの寄附で、**最大約9割の税の軽減**

・地域経済の活性化、地方創生

・・・行政だけで実現できますか？ 民間だけで実現できますか？

- ⇒ **行政と民間が力を合わせ、官民連携**して取り組むことが重要
- ⇒ **企業版ふるさと納税**の活用により、**企業のノウハウ・知見を活かした取組**が可能に。地域に「**お金がない**」「**人(人材)がいない**」を一挙に解決！
- ⇒ 地方公共団体にとっては、企業に対して、地域の魅力や行政の取組をPRする機会(**シティプロモーション**)に
- ⇒ 企業にとっては、**最大約9割の税の軽減効果**が受けられる上、**地域貢献を行っている企業としてのPR効果**が期待。**CSRの推進**にも寄与。

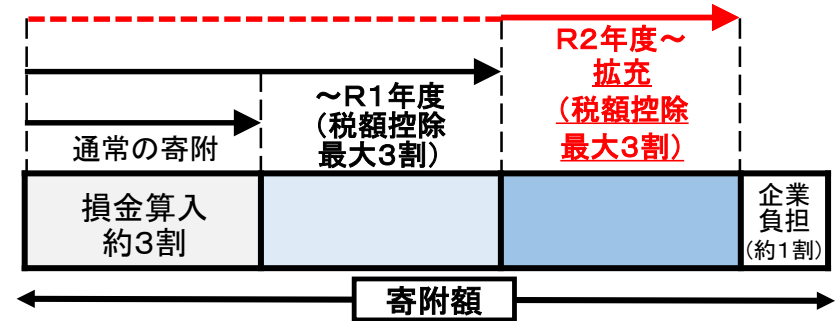
企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - ・損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - ・寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要

- ※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外。
- ※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。

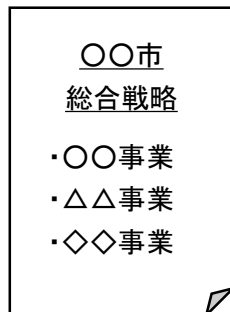


例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

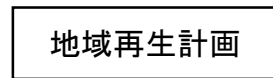
- ①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。(法人住民税法人税割額の20%が上限)
- ②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)
- ③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

- ①地方公共団体が
地方版総合戦略を策定



- ②①の地方版総合戦略を
基に、地方公共団体が
地域再生計画を作成

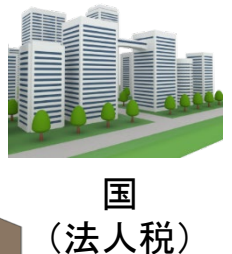


- ④寄附



- ⑤税額控除

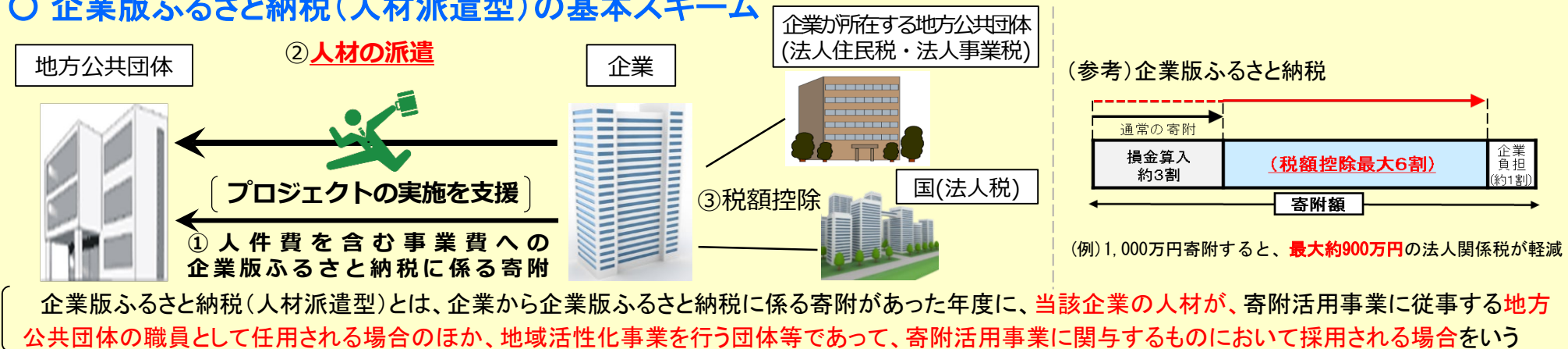
企業が所在する自治体
(法人住民税・法人事業税)



◆ 地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数: 46道府県1,260市町村(令和3年11月26日時点)

企業版ふるさと納税の仕組みを活用して、専門的知識・ノウハウを有する企業の人材の地方公共団体等への派遣を促進することを通じて、地方創生のより一層の充実・強化を図る

○ 企業版ふるさと納税（人材派遣型）の基本スキーム



地方公共団体のメリット

- **専門的知識・ノウハウを有する人材**が、寄附活用事業・プロジェクトに従事することで、地方創生の取組をより一層充実・強化することができる
- 実質的に**人件費を負担することなく、人材を受け入れる**ことができる
- **関係人口の創出・拡大**も期待できる

企業のメリット

- 派遣した人材の**人件費相当額を含む事業費への寄附により、当該経費の最大約9割に相当する税の軽減**を受けることができる
- 寄附による金銭的な支援のみならず、事業の企画・実施に派遣人材が参画し、**企業のノウハウの活用による地域貢献**がしやすくなる
- **人材育成の機会**として活用することができる

○ 活用にあたっての留意事項

- ・ 寄附企業からの**人材受入れなどを対外的に明らかにすること**により透明性を確保
- ・ 寄附企業への寄附を行うことの代償としての**経済的利益供与の禁止** など

活用団体	受入期間（予定含む）	従事する事業	企業所在地／派遣人数	活用団体	受入期間（予定含む）	従事する事業	企業所在地／派遣人数
岡山県真庭市	R3/4/1から2年間	観光振興事業	岡山市／1名	熊本県	R3/8/18から約11ヶ月間	脱炭素化推進事業	福岡市／1名
新潟県	R3/6/1から9ヶ月間	ICTによる地域課題解決	東京都／1名	岩手県大槌町	R3/10/1から6ヶ月間	防災・協働地域づくり	東京都／1名
大阪府貝塚市	R3/7/1から2年間	まちづくり事業	大阪市／1名	奈良県葛城市	R3/10/1から6ヶ月間	ICTによる地域課題解決	東京都／1名
埼玉県横瀬町	R4/2/1から8ヶ月間	ICTによる地域課題解決	東京都／2名				3

企業のPRに

- 地方公共団体のホームページや広報誌、寄附活用事業で整備された施設の銘板などに当社の名前が掲載されたことで、日頃から付き合いのある取引先や金融機関に対する信用力向上にもつながりました。



- 寄附目録の贈呈の際に、記者発表の場が設けられたことで、自社のCSRを広く周知することができ、企業のイメージアップにもつながりました。



企業の継続的な発展に寄与

- 寄附を通じて、人材育成事業を推進することで、地域の人材を育成し、将来的には自社の人材確保につながることを期待しています。



- 寄附を通じて、自社が利用する原材料の生産を促進する事業を推進することで、結果的に自社の原材料確保につながりました。



- 地域経済活性化の取組を応援することで、地域に根差した事業を行う当社の事業運営にも資するものと考えています。



- 地方公共団体の観光事業を応援することで、観光客が増加し、観光業を営む自社の利益にもつながると考えています。



地方公共団体等との新たなパートナーシップを構築

- 寄附活用事業に参画するきっかけとなっただけでなく、当該事業に関係する学校法人やNPOなど、地方公共団体以外の機関ともパートナーシップを構築できました。



- 寄附を契機に、地方公共団体と日頃からのコミュニケーションが生まれ、自社の事業に関する相談などをしやすくなりました。



SDGsやESGに寄与

- 環境保全や脱炭素社会の実現は、自社の継続的な事業運営のためにも重要なテーマですが、自社だけで推進することは困難です。地域の環境保全や脱炭素に係る取組を応援することで、それらを推進できたことは大きな意義があったと考えています。



被災地の復興に

- 災害で大きな被害を受けた地域の復興の取組に対して、本制度を活用することで当社にとって最大限の寄附を行うことができました。



創業地や縁のある地への恩返しに

- 創業地や縁のある地方公共団体が推進している事業を、寄附を通じて応援することで、恩返しができたのではないかと考えています。



寄附活用自事業が社員のプラスに

- 寄附を活用して地方公共団体により実施された子育て事業は、当社の子育て世代の社員にとってもプラスになっています。また、社員としては、自分が働く企業が、地方公共団体の子育て事業に協力していることに誇りを感じ、モチベーションアップにもつながっているようです。



「寄附をしたい地方公共団体や事業が見つからない」という声も

- 地域再生計画の認定を受けている地方公共団体については下記のリンクから確認できます。

地域再生計画



- 地方公共団体が特に寄附を募集している事業については下記のリンクから確認できます。

寄附募集事業



- 内閣府では、企業と地方公共団体のマッチングの機会を設けておりますので、ぜひご活用ください。

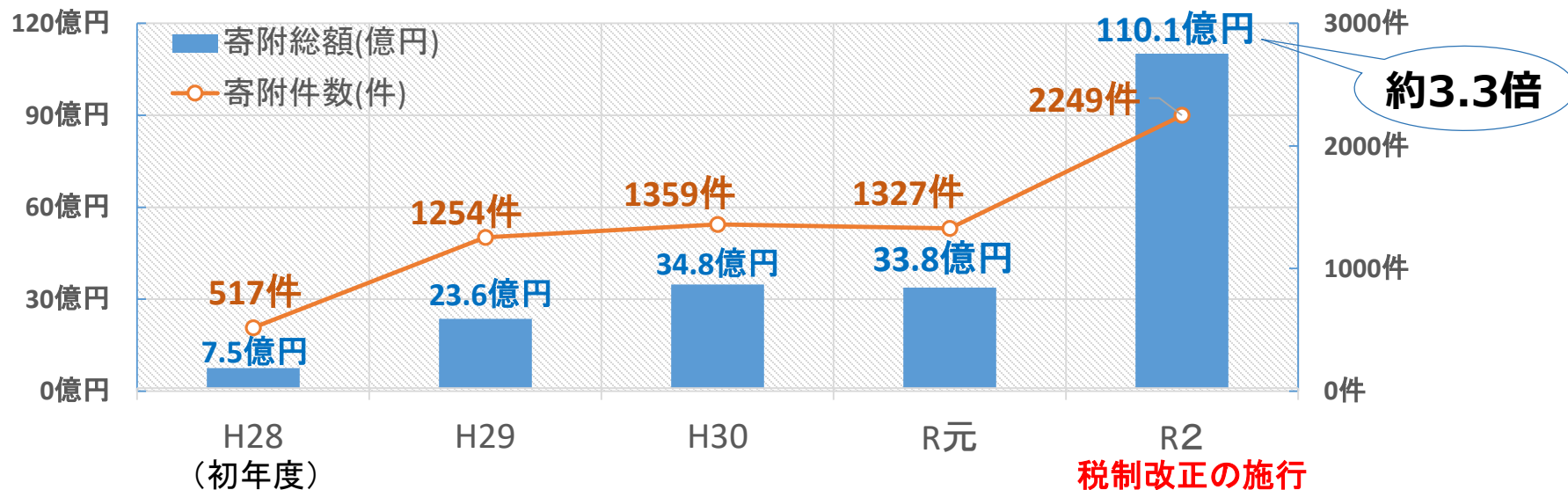
マッチング会



令和2年度寄附実績

○ 令和2年度の寄附実績は、**税制改正の大幅な見直しを踏まえ**、コロナ禍にあっても、金額・件数ともに**大きく増加**（金額は前年比**3.3倍**の**110.1億円**、件数は**1.7倍**の**2,249件**）

区分	H28年度 (初年度)	H29年度	H30年度	R1年度	R2年度 (税制改正の施行)	合計
寄附額 (対前年度増加率)	7.5億円	23.6億円 (+215%)	34.8億円 (+48%)	33.8億円 (△3%)	110.1億円 (+226%)	209.7億円
寄附件数 (対前年度増加率)	517件	1,254件 (+143%)	1,359件 (+8%)	1,327件 (△2%)	2,249件 (+69%)	6,706件



ワイナリーを核に 地域経済を活性化

県産食材のファンを増やしたい



イベントでは宮城県産ワインや農林水産物加工品が展示された

寄附活用事業の 概要

県産ワインと県産食材の認知度を高めて ファンを獲得

宮城県は、東日本大震災によって県内の農林水産業に大きな打撃を受けるとともに、県内唯一のワイナリーを消失しましたが、2015年に新たなワイナリーが誕生したことを機に、ワイナリー設置や醸造用ブドウ栽培への取組が盛んになってきました。こうした取組を支援するため、本事業では**ワインと県産食材を組み合わせたマリージュ商品の開発や飲食店と連携したイベントの開催、生産者と消費者の交流会**などを通じ、**県産ワインや食材のファンづくり**に取り組みました。また、ワイナリーを巡るバスツアーの開催により、**ワイナリーを核とした交流人口拡大**を図りました。

寄附活用事業の 成果

県内ワイナリーの認知度がアップ

1. ワイナリーやブドウの作付け面積が増え、県内のワイン関連の取組が拡大
2. 既存の農林水産物加工品とワインとのマリージュが浸透
3. ワイナリーを中心としたツアーの造成が、新たな地域資源掘り起こしの一助に
4. 各種イベントを通して県産食材の新たなファンを獲得



都市農村交流バスツアーにおけるワイナリーでの試飲風景

地方公共団体

寄附受入れの経緯・工夫

かねてから人事交流があった東日本旅客鉄道株式会社から寄附の申し出があり、事業の組み立ての段階から関わっていただきました。同社が関わることで他の事業者の協力が得やすくなり、また、事業推進においても進捗報告等の連絡を密に行うことで、JR仙台駅構内や都内でのイベント開催において、同社から多大な協力を得ることができました。

寄附企業

寄附の経緯・効果

ワインツーリズム等の観光コンテンツの育成は、鉄道需要の喚起や地域活性化につながることから寄附を決定しました。本事業を通して県産ワインの認知度や魅力が県内外に訴求され、また、ワインツーリズム醸成の一助ともなったことで今後の交流人口拡大や地域との関わりが期待できるなどの点で、事業の成果を感じています。

事業分野 観光・交流	
事業期間 2018年4月～2020年3月	
総事業費 29,842千円	
寄附額 15,000千円	
寄附件数 2件	
寄附企業名 東日本旅客鉄道株式会社	
■(SDGs)関連するゴール	
8 働きがいも 経済成長も	11 住み続けられる まちづくりを
17 パートナーシップで 目標を達成しよう	

地域産業に関連した企業版ふるさと納税の活用事例（岐阜県／岐阜県各務原市）

航空宇宙産業集積地として

更なる発展を目指す

次世代を担う人材を育成



岐阜県各務原市航空宇宙博物館「空国博（そらはく）」航空エリアの実機展示場

寄附活用事業の概要 航空宇宙博物館を活用し 航空宇宙産業人材を育成

岐阜県各務原市は旧陸軍の飛行場が開設されて以来、日本の航空機開発の中心地として栄えてきました。「アジアNo.1 航空宇宙産業クラスター形成特区」にも指定され、航空宇宙産業関連企業が多数集まっており、これを支える次世代を担う人材の育成が急務となっています。そこで、岐阜県と各務原市は**航空宇宙博物館をリニューアル**し、岐阜県は**宇宙教育プログラムの開発**を、各務原市は**同博物館の改築や子どもが航空宇宙分野に興味を持つための企画展の開催**等を行いました。こうした取組を通じて、**子どもたちの航空宇宙産業への就業意欲を高めるとともに、航空宇宙産業集積地としての更なる発展**を目指しています。

寄附活用事業の成果

博物館への来館者が増加し、航空宇宙産業への注目度がアップ

1. JAXA等と連携した宇宙教育プログラムを実施
子どもと航空宇宙分野のボランティアが交流できる企画展を通して、航空宇宙分野への子どもたちの関心がアップ
2. 県内航空宇宙産業の製造品出荷額が増加
3. 航空宇宙博物館の来館者数が増加



宇宙エリアに展示される、ISS 日本実験棟「きぼう」の実大模型

地方公共団体 寄附受入れの経緯・工夫

岐阜県と各務原市では、航空宇宙関連企業や県・市とつながりのある企業を中心に、**トップセールスや職員の訪問等により寄附依頼**を行いました。各務原市に生産拠点を置く川崎重工業株式会社から県と市のそれぞれに寄附をいただき、同社にはリニューアル構想づくりへの参画や展示物の供出のほか、航空機等の説明をするボランティアスタッフとしての職員の派遣、子ども向け教育プログラムの開発など、寄附以外にも多大な貢献をいただきました。寄附企業への感謝の念から、県・市のホームページで寄附企業名を公開するとともに、**プレスリリース等に企業情報を掲載**しています。

寄附企業 寄附の経緯・効果

航空宇宙産業などに携わる各企業と連携・協力し、博物館リニューアル事業や子ども向け人材育成教育プログラムなどにより、航空宇宙産業の次世代を担う人材の確保・育成、更には地域発展に寄与されることから寄附を決定しました。

▼【岐阜県】航空宇宙産業を支えるまち・ひと・しごと創生計画

【各務原市】博物館を核とした航空宇宙産業都市魅力向上事業

事業分野 人材育成

事業期間
岐阜県 2016年9月～2021年3月
各務原市 2016年9月～2020年3月

総事業費
岐阜県 63,900千円
各務原市 2,629,529千円

寄附額
岐阜県 4,700千円（2020年9月末現在）
各務原市 11,503千円

寄附件数
岐阜県 11件（2020年9月末現在）
各務原市 11件

寄附企業名
川崎重工業株式会社 ほか9社
■（SDGs）関連するゴール



地域産業に関連した企業版ふるさと納税の活用事例（島根県奥出雲町）

エゴマ栽培を効率化し 地域活性につなげる

注目の高機能食品を町の名産品に――



有機エゴマの種子。現在、国産エゴマの需要が高まっている。

寄附活用事業 の概要

エゴマ栽培の効率化と収穫量安定を通じ、 耕作放棄地の減少や雇用の創出を図る

奥出雲町では、高機能食品「エゴマ」に着目し、2005年から町民の健康増進と農業振興策としてエゴマ栽培に取り組み、2015年には栽培面積が全国トップとなりました。しかし、エゴマ需要が高まるなか供給が間に合っておらず、収穫量の安定確保が求められていました。本事業では、当町内の生産者からの安定供給を図るため、収穫に使う農業機械の購入や商品開発にかかる経費、栽培農家への買取上乗せ助成などの支援を行いました。また、エゴマを「奥出雲ブランド」として確立させ、「奥出雲町産えごま油」として販売するなど、6次産業化を目指しています。

寄附活用事業の 成果

エゴマ栽培に集中して取り組める環境が整い 生産性が向上

1. 栽培の効率化を図る事業や交付金により
栽培農家のモチベーションが向上
2. 機械の導入により収穫作業の効率化を実現
3. エゴマを使った新商品を開発し、
6次産業化の足掛かりに
4. 寄附企業と新たな繋がりが生まれ、
交流人口の拡大に寄与



本事業で導入したコンバインにより
収穫の効率が大幅に向上

地方公共団体 寄附受入れの経緯・工夫

カネダ株式会社のグループ会社が奥出雲町産のエゴマを販売している縁で、同社に声をかけすることに。同社を訪問し、寄附を依頼する際には、当町の取組や目指す姿、寄附企業のメリットなどをまとめたプレゼン資料を活用しました。寄附をいただいた後も、毎年、同社を訪問し、本事業の進捗状況や次年度の事業内容を丁寧に説明したことが、継続的に寄附をいただけることにつながったと考えております。寄附企業への感謝の念から、寄附企業名は町の広報誌に掲載させていただいております。

寄附企業 寄附の経緯・効果

過去にも椿油の産地への寄附を通して、定住者増加など地域貢献に寄与した経緯があり、今回は将来性の高いエゴマ油の産地である奥出雲町への寄附を決定しました。社会貢献は社員の誇りにつながっており、油脂業界に対してもCSRに取り組んでいることをアピールできています。

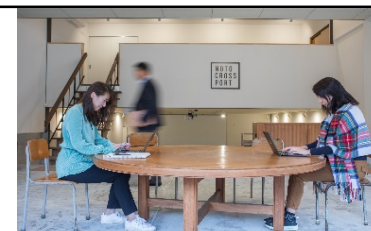
事業分野
産業振興
事業期間
2017年6月～2020年3月
事業費
15,640千円
寄附額
12,024千円
寄附件数
3件
寄附企業名
カネダ株式会社
■(SDGs)関連するゴール
9 産業・科学技術イノベーションの促進 17 持続可能な開発のためのパートナーシップ

令和3年度大臣表彰事例：地方公共団体部門

石川県能登町

寄附実績：10,000千円

- **町と地域金融機関、財務局が対話を重ね、ワーケーション施設の整備等により都市部社会人が能登町を訪れる新たな流れを作り関係人口を創出する事業を立案。**
- **都市部の専門人材を副業人材として、人材確保に悩む事業者とマッチングを行い、地域課題の解決及び人材育成を図る事業を実施。**



ワーケーションイメージ

岡山県真庭市

寄附実績：＜「里山資本主義」真庭の挑戦＞ 220,000千円
＜企業版ふるさと納税（人材派遣型）＞ 8,824千円

- ＜「里山資本主義」真庭の挑戦＞
- **真庭市産CLT（直交集成板）を活用して、東京・晴海に三菱地所㈱が建築した隈研吾氏設計監修の展示施設『CLT PARK HARUMI』を蒜山高原に移築。持続可能な循環型社会を世界に発信する観光文化発信拠点として活用。**
- ＜企業版ふるさと納税（人材派遣型）の活用＞
- **企業版ふるさと納税（人材派遣型）の仕組みを全国で初めて活用。観光分野の専門ノウハウを有する企業人材が、コロナ禍における新たな観光振興政策の企画に従事。**



©Kawasumi-Kobayashi Kenji Photograph Office

観光文化発信拠点
「GREENable HIRUZEN」

高知県日高村

寄附実績：143,100千円

- **「日本ではじめてのスマホ普及率100%」を目指す自治体として、普及事業及び住民生活の質向上事業を実施。**
- **役場職員や地域住民のICTリテラシーの向上を目的とした講習会やデジタルディバイト層向けのスマホ教室等を開催するとともに、防災・健康・地域通貨・メッセージ等アプリの利用促進を通じてスマホ普及率を高める取組を実施。**



スマホ教室

鹿児島県大崎町

寄附実績：329,490千円

- **リサイクル率日本一の大崎町の取組を発展させ、SDGsの達成と地域の課題解決を図るため、民間企業と共に、官民連携の推進事業体として（一社）大崎町SDGs推進協議会を設立。**
- **「リサイクルの町から世界の未来をつくる町へ」という目標を掲げ、「研究・開発」「人材育成」「情報発信」の3つの柱を中心に様々なプロジェクトを展開。町内外の企業と協働し、環境負荷を下げる商品展開や仕組みの開発、SDGsに係る学生向け授業やメディアと連携した普及活動等を実施。**



未来の大崎町ヴィジョンマップ

令和3年度大臣表彰事例：企業部門

アステリア株式会社

寄附実績：9,000千円（H28～R2） 寄附先：秋田県仙北市、熊本県小国町

＜アステリア株式会社の取組＞

- **5年間にわたり継続して寄附を実施。**寄附を契機として、寄附先の**地方公共団体との対話や勉強会を重ね、新たなパートナーシップを構築。**自社の強みを活かして、**角館の桜まつりアプリ（仙北市）や被災状況報告アプリ（小国町）を共同で作成**するなど、地域貢献の取組を実施。

＜寄附先である地方公共団体の取組＞

- 桜の保全活動や外国人観光客増加のための情報発信等を実施。（秋田県仙北市）
- 森を育て末永く小国杉を活用するため、間伐や除伐への支援等を実施。（熊本県小国町）



左：角館の桜まつりアプリ
右：被災状況報告アプリ

信金中央金庫

寄附実績：998,366千円（R2） 寄附先：98地方公共団体

＜信金中央金庫の取組＞

- 創立70周年を記念し、信金中央金庫がSDGsを踏まえ、企業版ふるさと納税等を活用した寄附を行うことにより、**地域の課題解決および持続可能な社会の実現に資する地域創生事業を信用金庫とともに応援し、地域経済社会の発展に貢献することを目的として「SCBふるさと応援団」を創設。98の地方公共団体へ企業版ふるさと納税による寄附を実施。**
- 「SCBふるさと応援団」は、**地域に根差した存在である信用金庫と地元の地方公共団体が連携して事業を実施し、SDGsへの貢献につながる地域創生事業の実現を目指す。**



彦根市／滋賀中央信用金庫
「読書通帳で紡ぐ“地域みんなで応援！
子どもの学び力向上プロジェクト”
読書通帳デザイン・読書通帳機

ヤフー株式会社

寄附実績：244,382千円（R3.12月時点） 寄附先：8地方公共団体

＜ヤフー株式会社の取組＞

- 「**カーボンニュートラル**」をテーマに**寄附活用事業を公募し、地方公共団体の実施する寄附活用事業を誘発。**本テーマに関する寄附活用事業の公募としては国内初の取組であり、8地方公共団体へ寄附を実施。**採択後も、地方公共団体の担当者との対話や伴走支援等によりフォローアップを実施。**

＜寄附先の一つである三重県尾鷲市の「脱炭素社会の実現と尾鷲ヒノキ林業の再興事業」＞

- 間伐により、二酸化炭素吸収量が低下している森林の若返りを図るなど、「脱炭素」という新たなアプローチで歴史ある尾鷲ヒノキ林業を再興させる事業。



森に通した作業道・遊歩道
（三重県尾鷲市）

活用促進に向けた国の取組 一企業と地方公共団体とのマッチング会

- 内閣府では、我が国におけるSDGsの国内実施を促進し、より一層の地方創生につなげることを目的に、**官民連携の場**として、2018年8月31日に「**地方創生SDGs官民連携プラットフォーム**」を設置。

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

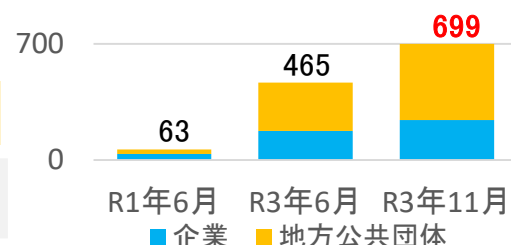


- 会員数：6,291団体(2022年1月末時点)
〔 都道府県及び市区町村:1,045団体 / 関係府省庁:16団体 / 民間団体等:5,230団体 〕

- 会員からのテーマ提案に基づき分科会を設置(2022年1月末時点:55分科会)。

- SDGsの17の目標のうち「11 住み続けられるまちづくりを」は、地方創生に深く関連。
- 地方公共団体における地方創生の取組の多くは、持続可能な開発目標(SDGs)の達成にも寄与。
- 特に、企業版ふるさと納税の活用事例は、「17 パートナリシップで目標を達成しよう」に通じるもの。

分科会会員数の推移



企業版ふるさと納税 分科会 (企業241団体、地方公共団体458団体 ※R3.11時点)

課 題

- SDGs関連事業に取り組む企業が企業版ふるさと納税を活用するメリットの周知。
- SDGs関連事業を通じた地方公共団体と企業とのマッチングの機会の創出。

○2020年度開催実績

- 第1回：8月26日(WEB開催) 自治体72団体、企業34団体
- 第2回：10月1日(WEB開催) 自治体147団体
- 第3回：10月29日(WEB開催) 自治体42団体、企業31団体
- 第4回：12月9日(WEB開催) 自治体62団体、企業33団体
- 第5回：1月22日(WEB開催) 自治体116団体、企業87団体
- 第6回：2月25日(WEB開催) 自治体82団体、企業77団体

- ・自治体向けのセミナー(企業への効果的なプレゼンテーションや個別面談時の対話の手法等)、模擬プレゼンを実施
- ・企業版ふるさと納税(人材派遣型)についての説明を実施
- ・企業からのプレゼンテーションを実施
- ・企業版ふるさと納税(人材派遣型)のプレゼンテーション及び個別面談を実施
- ・メインテーマを設定(①スポーツ・文化の振興、②脱炭素社会の実現)
- ・自治体(今治市)による取組事例発表
- ・メインテーマを設定(デジタル・トランスフォーメーションによる地域課題の解決)
- ・メインテーマを設定(①脱炭素社会の実現、②国土強靱化、③新型コロナウイルス感染症対策)
- ・メインテーマを設定(デジタル・トランスフォーメーションによる地域課題の解決)
- ・企業が地方公共団体のプレゼンテーションを視聴した上で関心ある地方公共団体と面談できるよう、個別面談会を別日に設定
- ・メインテーマを設定(①災害・国土強靱化・新型コロナウイルス感染症対策、②移住・定住の促進)

○2021年度開催実績

- 第1回：7月15日(WEB開催) 自治体149団体、企業58団体
- 第2回：9月2日(WEB開催) 自治体88団体、企業68団体
- 第3回：10月13日(WEB開催) 自治体137団体、企業64団体
- 第4回：11月18日(WEB開催) 自治体102団体、企業62団体
- 第5回：1月18日(WEB開催) 自治体64団体、企業54団体
- 第6回：2月9日(WEB開催) 自治体92団体、企業44団体

- ・「内閣府企業版ふるさと納税マッチング・アドバイザー」相談会として開催

- ・メインテーマを設定(サテライトオフィス等のデジタル技術活用による地域課題の解決)

令和4年度も継続して年6回程度開催予定

企業の「各地方公共団体でどんな寄附事業があるか分からない。」に応えるため、内閣府ポータルサイトに寄附募集事業を掲載。

■企業版ふるさと納税ポータルサイト トップページ



- ・企業誘致・起業支援
 - ・サテライトオフィスの整備等
 - ・イノベーション
- など、地域経済活性化に関する分野も！

地域から探す ➡

分野別の寄附募集事業一覧 ➡

キーワードから探す ➡

企業版ふるさと納税
ポータルサイト➡



※「分野別の寄附募集事業」「キーワードから探す」における検索で該当しない事業であっても、企業版ふるさと納税に係る寄附を充当できる場合がありますので、各地方公共団体の担当部署にお問合わせください。

第208回国会における岸田総理大臣施政方針演説（抄）

企業版ふるさと納税のルールを明確化することで、企業の支援による、地方のサテライトオフィス整備の取組を後押しし、企業や個人の都市から地方への流れを加速させます。

サテライトオフィスの整備等の促進に向けて

- 政府として、**地方が抱える課題をデジタル実装を通じて解決し**、地域の個性を活かした地方活性化を図ることで、持続可能な経済社会を目指す「**デジタル田園都市国家構想**」を推進。
- 感染症拡大により、**多くの人々がテレワークを経験**。また、若い世代は、**就職・転職の条件として、テレワークの実施が可能か否かを重要視**。
企業において、**生産性・付加価値の向上、社員の働き方改革**に資するものとして、サテライトオフィス等の活用はメリットが大きい。
- そこで、政府として、以下の目標を掲げ、**サテライトオフィスの整備等を促進**。

目標

企業進出や移住等の推進に向け、
サテライトオフィスの整備等に取り組む地方公共団体を倍増 [約500 (R3.11) → 1,000 (R6末)]

形態の例

サテライトオフィス

企業等の地方拠点が設置されたオフィス
(単独利用、複数利用どちらも含む)



シェアオフィス

1つのスペースを複数の企業等で共有。
サテライトオフィスよりも安価で設置が可能。



コワーキングスペース

1つのスペースを複数の個人で共有。共有型の
オープンスペースで、各人が独立して仕事を行う。



政府としての促進策を用意 (企業向けの企業版ふるさと納税等)

企業版ふるさと納税について

- 企業版ふるさと納税（地方創生応援税制）は、国が認定した地方公共団体の地方創生プロジェクトに対して企業が寄附を行った場合に、法人関係税を税額控除し、企業の実質負担が約1割まで圧縮される仕組み（令和6年度末までの特例）
- 令和2年度は、1,640社（前年度比1.5倍）が、計110億円（前年度比3.3倍）の寄附を行い、地方創生の深化

制度のポイント

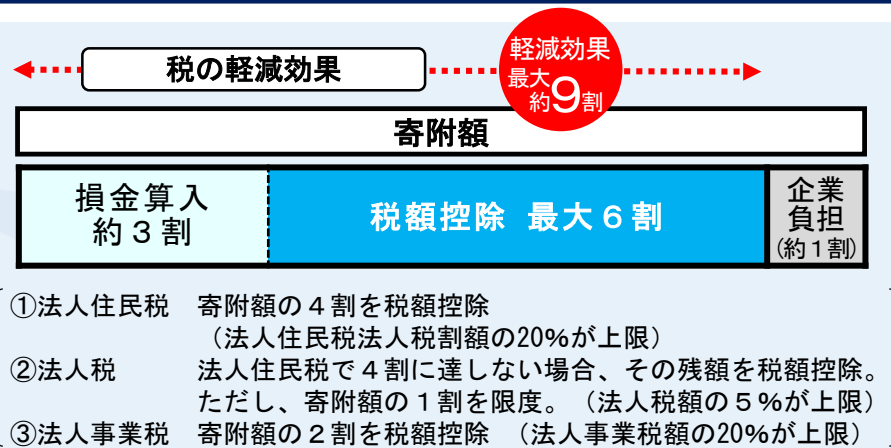
- 損金算入による軽減効果に税額控除最大6割を上乗せ（令和2年度から拡充）

サテライトオフィスの整備等の場合、整備年度にまとめて寄附するだけでなく、複数年度にわたって寄附する場合でも、企業版ふるさと納税の活用が可能

- 寄附の代償として経済的な見返りを受けることは禁止（公正なプロセスを経た上で契約等することは可）

サテライトオフィスの整備等の場合、寄附企業以外の企業も入居していることが望ましいが、公募を通じて、寄附企業以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったのであれば、寄附企業以外の企業の入居がなくても、禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能（解釈を明確化）

※ 不交付団体である東京都、不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村は対象外
※ 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外
（例：北海道札幌市に本社が所在する場合、道及び同市への寄附は対象外）



税の軽減効果のイメージ例

※東京に本社所在の企業の例
※一部計算を簡便化している

- （例1）営業収入3,000億円（課税所得150億円）の企業
- 10億円を寄附 → 約6億7,000万円（寄附額の約7割）が軽減
 - 2億円を寄附 → 約1億8,000万円（寄附額の約9割）が軽減
- （例2）営業収入300億円（課税所得20億円）の企業
- 1億円を寄附 → 約7,000万円（寄附額の約7割）が軽減
 - 3,000万円を寄附 → 約2,700万円（寄附額の約9割）が軽減
- （例3）営業収入30億円（課税所得2億円）の企業
- 1,000万円を寄附 → 約700万円（寄附額の約7割）が軽減

総説	禁止される具体例の例示 【Q5-1-1】
	許容される具体例の例示 【Q5-1-2】
個別事例の詳細	
契約一般	寄附を行った法人を契約の相手方とすること - まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約 【Q5-2-1】 - 上記以外の事業に係る契約 【Q5-2-2】
	すでに契約関係にある法人から寄附を受領すること 【Q5-2-3】
ネーミングライツ	寄附を行った法人をネーミングライツ契約の相手方とすること - 有償のネーミングライツ契約 【Q5-3-1】 - 無償のネーミングライツ契約 【Q5-3-2】
施設等の利用	寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させること 【Q5-4-1】(番号改定) 寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人に専属的に利用させること 【Q5-4-2】(新設)
寄附法人の子会社等	寄附を行った法人の関係会社を契約の相手方とすること 【Q5-5】
契約関係類似の関係	寄附を行った法人との間で一定の関係を成立させること 【Q5-6-1】 すでに一定の関係にある法人から寄附を受領すること 【Q5-6-2】
その他	法人にとってのメリット 【Q11】

令和4年1月17日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容

【問番号のみ改定】

Q 5-4-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

【回答番号のみ改定】

A 5-4-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

【新設】

Q 5-4-2.

寄附により整備された施設を、当該寄附を行った法人に専属的に利用させることは、一般的に禁止されていますが、例えば、寄附により整備されたサテライトオフィスを、寄附を行った法人が利用することとなる場合に、留意すべきことはありますか。

【新設】

A 5-4-2.

寄附により整備されたサテライトオフィスを、当該寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）が利用することとなる場合、寄附法人以外の者も入居していることが望ましいですが、公募を通じて、寄附法人以外の者も同じ条件でその施設の利用が可能であったものであり、将来的な寄附法人以外の者の入居が排除されていないのであれば、寄附法人以外の者の入居がなくても、禁止される専属的利用に当たらないと考えられ、企業版ふるさと納税を活用することが可能です。

【参考（改定なし）】

Q 5-1-1.

内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。

【参考（改定なし）】

A 5-1-1.

平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、以下の行為が禁止されています。

a. ～ d. (略)

e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることとなりますが、一般的に、上記 e. のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。

(略)

・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。

(略)

令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容①

Q 5－1－1.

内閣府令において、法人に対し、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与することが禁止されていますが、具体的にどのような行為を行ってはいけないのですか。

A 5－1－1.

平成28年4月15日付け閣議決定により一部変更された地域再生基本方針において、寄附を行う法人に対し、以下の行為が禁止されています。

- a. 寄附を行うことの代償として、補助金を交付すること。
- b. 寄附を行うことの代償として、他の法人に対する金利よりも低い金利で貸付金を貸し付けること。
- c. 寄附を行うことの代償として、入札及び許認可において便宜の供与を行うこと。
- d. 寄附を行うことの代償として、合理的な理由なく市場価格よりも低い価格で財産を譲渡すること。
- e. その他、寄附を行うことの代償として、経済的な利益を供与すること。

また、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当するかどうかは社会通念等に従って個別具体的に判断されることになりますが、一般的に、上記 e. のうち「経済的な利益を供与すること」に該当する例は、以下のとおりです。

- ・商品券やプリペイドカードなど換金性が高い商品を提供すること。
- ・寄附を行うことを公共事業の入札参加要件とすること。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設を専属的に利用させること。

これらのほか、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記した Q 5－2－1 から Q 5－6－2 までの各質問に対する回答もご参照ください。

なお、寄附をした法人に対して、寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与したことが明らかになった場合には、地域再生計画の認定が取り消されるなど、事後の地域再生法上の特例措置の適用に当たり、地方公共団体に不利益が生じることがあります。

Q 5－1－2.

例えば、どのような行為が、内閣府令において禁止される「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないのですか。

A 5－1－2.

一般的に、寄附を行うことの代償としての経済的な利益の供与に該当しないと考えられる例は、以下のとおりとなります。

- ・寄附企業に対し、感謝状その他これに類するものを贈呈すること。
- ・地方公共団体のホームページ、広報誌、県政広報番組等において、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業を紹介するのにあわせ、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて紹介すること。
- ・まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等に銘板等を設置し、寄附企業の名称を他の寄附者と並べて列挙すること。
- ・社会通念上許容される範囲内で記念品その他これに類するものを贈呈すること。

これらのほか、具体的に、地方公共団体や法人等からの問合せや相談を踏まえて追記した以下の Q 5－2－1 から Q 5－6－2 までの各質問に対する回答の中で明らかにしていますので、ご参照ください。

令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ&A」の改定内容②

Q 5－2－1.

地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5－2－1.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

これは、上記の別異に取り扱う場合以外の場合には、あくまで入札・契約上の公正なプロセスを経た上で寄附法人が得ることとなる経済的な利益であり、内閣府令が禁止している「寄附を行うことの代償」とは認められないことによります。

なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を十分に果たす必要があることにご留意ください。

Q 5－2－2.

地方公共団体が、寄附を行った法人をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5－2－2.

まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業の場合であっても、基本的には、上記Q 5－2－1に対するA 5－2－1と同様の考え方となります。

地方公共団体においては、当該事業に係る入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

Q 5－2－3.

地方公共団体が、すでに契約関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5－2－3.

過去に契約関係にあったこと又は現時点で契約関係にあることは、下記の場合を除き、一般的には、「寄附を行うことの代償として」供与されたものであるとは考えられないことから、当該法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

ただし、契約関係となる以前に法人から寄附の申し出を受け、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で契約を締結する時点で、寄附を受領するに至っていない場合には、Q 5－2－1に対するA 5－2－1において記載しているように、当該契約関係の対象である事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の申し出を理由に当該申し出を行った法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられることにつき、ご注意ください。

Q5-3-1.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A5-3-1.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、有償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が、優先交渉権者の選定に際し、寄附法人しか応募できないような条件を合理的な理由なく設ける場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。

Q 5－3－2.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ（公共施設等に名称を付与する権利）契約を締結することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等について、無償のネーミングライツ契約を締結することは、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5－3－2.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）との間で、無償のネーミングライツ契約を締結することは、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情がない限り、一般的に、ネーミングライツの選定・付与に係る手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合と同視できることから、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当すると考えられます。

なお、寄附の受領を理由に無償とするとは認められない特段の事情とは、例えば、法人から寄附の申し出を受けることとは別に、地方公共団体において、合理的な理由に基づき、無償によりネーミングライツを付与することを決定し、かつ、公募等により公正にネーミングライツ契約の相手方として寄附法人を選定する場合が挙げられます。

いずれにせよ、地方公共団体においては、価格設定を含め、ネーミングライツ契約のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業により整備された施設等であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となりますが、ネーミングライツ契約については、選定方法等に関し、様々な方法が考えられますので、疑問点等あれば、個別にご相談ください。

Q 5－4.

地方公共団体が、寄附を行った法人に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備されたサテライトオフィス等の施設等を利用させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5－4.

地方公共団体が、寄附を行った法人（以下「寄附法人」といいます。）に対し、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業により整備された施設等を利用させることは、寄附の受領を理由に寄附法人とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、法人に専属的に利用させる場合や、寄附法人のみに対し合理的な理由なく、施設等の利用料を無償にしたり、低廉な利用料を設定したりする場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、当該施設等に関する利用条件等の公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

Q 5－5.

地方公共団体が、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社をまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業に係る契約の相手方とする場合は、「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

A 5－5.

地方公共団体が、入札・契約に関する法令及び当該地方公共団体の定める条例・規則等を遵守した上で、寄附を行った法人の子会社等、当該寄附を行った法人の関係会社（財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第8条第8項に規定する「関係会社」をいいます。以下「寄附法人の関係会社」といいます。）を、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に係る契約の相手方とすることは、当該事業に係る入札・契約事務の手続きにおいて、寄附の受領を理由に寄附法人の関係会社とその他の法人とを別異に取り扱う場合（例えば、地方公共団体が寄附法人の関係会社しか応札できないような条件を合理的な理由なく設けて競争入札等を行う場合）を除き、一般的に、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しないと考えられます。

なお、地方公共団体においては、入札・契約上のプロセスの公正性・透明性等に係る説明責任を果たす必要があることにご留意ください。

また、まち・ひと・しごと創生寄附活用事業以外の事業であっても、基本的には、上記の内容と同様の考え方となります。

令和3年7月14日付け「まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関するQ＆A」の改定内容⑦

Q 5－6－1.

地方公共団体が、寄附を行った法人との間で、以下のとおり、一定の関係を成立させることは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

- ・ 寄附を行った法人が参画している共同企業体等との間で契約を締結すること
- ・ 寄附を行った法人に対し出資等を行うこと
- ・ 寄附を行った法人を指定管理者とすること
- ・ 寄附を行った法人を指定金融機関とすること

A 5－6－1.

上記Q 5－2－1に対するA 5－2－1と同様の考え方となります。A 5－2－1をご参照ください。

Q 5－6－2.

地方公共団体が、以下のとおり、一定の関係にある法人から寄附を受領することは、内閣府令が禁止する「寄附を行うことの代償として経済的な利益を供与すること」に該当しますか。

- ・ 地方公共団体との契約に基づき履行する共同企業体等に参画している法人から寄附を受領すること
- ・ 出資等の相手方である法人から寄附を受領すること
- ・ 指定管理者である法人から寄附を受領すること
- ・ 指定金融機関である法人から寄附を受領すること

A 5－6－2.

上記Q 5－2－3に対するA 5－2－3と同様の考え方となります。A 5－2－3をご参照ください。

1 1. その他

Q 1 1.

法人にとって、地方創生応援税制を活用するメリットは何ですか。

A 1 1.

法人にとって、地方創生応援税制を活用して地方公共団体の地方創生プロジェクトを支援することは、当該税制の適用を受けることのほか、下記のメリット・効果につながると考えられます。

- ・ 寄附による社会貢献を通じた法人のイメージアップや認知度の向上
- ・ 地域社会の活力向上などへの貢献
- ・ 創業地など縁のある地域への恩返し
- ・ 事業分野以外の分野を含む地方公共団体の地方創生プロジェクトへの支援による、SDGs 達成に向けた取組みの推進、ESGに配慮した経営の遂行
- ・ 地方公共団体をはじめ、当該地方公共団体による地方創生プロジェクトに関わる多様な主体との新たな関係の構築 など

詳細は、内閣府ホームページに掲載している「企業版ふるさと納税活用事例集～全国の特徴的な取組～」(令和3年3月)をご覧ください。(URL : <https://www.chisou.go.jp/tiiki/tiikisaisei/portal/pdf/R2jireisyu.pdf>)

<参考> サテライトオフィス等の整備の例①

○ 地方公共団体がサテライトオフィス等の整備等を進める場合、主に以下のような手法が考えられる。

地方公共団体が整備・運営する場合

例1 福島県会津若松市：ICT関連企業が機能移転できるオフィス「スマートシティAiCT」の開設【H31.4月開設】

- ・ デジタル技術を様々な分野で活用し、地域の課題解決や活性化を図り、生活の利便性を高める
「スマートシティ会津若松」を推進
- ・ ICT関連企業が機能移転できる受け皿として「AiCT」を整備し、**国内外の37社・200名超が在籍**しており、
地域における新たな「仕事の間」を創出

<建設費> 約24億円



例2 岡山県真庭市：市所有の「湯原温泉館」の改修【改修工事中】

- ・ 市所有の**温泉施設を、サテライトオフィス・コワーキングスペース・会議室を備えた施設に改修**し、
都市部の喧騒から離れたリラックスしながら仕事に集中できる環境を整備
- ・ 快適な仕事環境を構築するため、**高速ネットワーク環境、高品質・高セキュリティの通信回線**を整備

<改修費> 約3,000万円



<参考> サテライトオフィス等の整備の例②

民間企業等が設置・運営し、地方公共団体が補助金等で取組を支援する場合

例1 徳島県神山町：神山バレー・サテライトオフィス・コンプレックスの開設支援【H25.1開設】

- ・ 町が所有する閉鎖された元縫製工場をNPO法人がコワーキング・スペースとして改修し、運営（町がNPO法人に施設を有償貸付）
- ・ 地方公共団体が改修費用を補助することで、開設を支援
- ・ 14社が会員として利用（R4.1時点）

<改修費> 約2,000万円



例2 新潟県佐渡市：民間オフィス（トレーラーハウス）の開設支援【R3.11開設】

- ・ 眺望の良い湖畔にトレーラーハウス4台を設置し、起業や事業拡大の拠点となるインキュベーションセンターを民間事業者が運営
- ・ 地方公共団体が整備費用を補助することで、開設を支援
- ・ 首都圏に本社のあるITベンチャー企業など7社が入居（R4.1時点）

<開設整備費> 約2,500万円



地方公共団体が借り上げる場合

例 北海道美唄市：美唄ハイテクセンターのオフィスを無償で一時貸付

- ・ 第三セクター所有施設内のオフィスを地方公共団体が借り上げ、市内に進出を検討している企業等にお試しオフィスとして1週間程度無償で貸付
- ・ 長期の継続利用（入居）を希望する企業は自己負担で賃貸契約を行うことも可能
- ・ R2年度は27社が利用

<賃借料> 約580万円/年

